



平成27年7月24日

各位

会社名 株式会社 山陰合同銀行
代表者名 取締役頭取 石丸 文男
コード番号 8381 東証第1部
問合せ先 執行役員経営企画部長 古山 英明
(TEL 0852-55-1000)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

山陰合同銀行（頭取 石丸文男）は、平成27年7月24日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 変更の理由

- ① 当行普通株式の流動性を高めるとともに、個人投資家層の拡大を図るため。
- ② NISA（少額投資非課税制度）における投資対象の株式とするため。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(3) 変更予定日

平成27年10月1日（木曜日）

【ご参考】

上記変更に伴い、平成27年10月1日（木曜日）をもって、東京証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式数の変更に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更前	変更後
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は <u>100株</u> とする。
(新設)	附則 <u>第1条 第8条の変更は、平成27年10月1日より効力を生じるものとする。なお、本附則は効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成27年10月1日（木曜日）

3. 株主優待制度について

株主優待制度は、現在 1,000株（1単元）以上 を保有する株主さまに対して実施しておりますが、単元株式数の変更後につきましても引き続き 1,000株以上 の基準を継続いたします。（「1単元」は削除します。）

以上

本件に関するお問合せは下記にお願いします。

経営企画部 経営政策グループ 三原 TEL (0852) 55-1043